

■使用料等の一覧表

(単位：円)

施設名	種別・区分		適用	料金	備考
黒沢尻体育館	一般		1面・1時間までごとに	570	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	170	
村崎野勤労者体育館	一般		1面・1時間までごとに	570	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	170	
相去体育館	一般		1面・1時間までごとに	570	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	170	
江釣子体育館	一般		1面・1時間までごとに	570	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	170	
江釣子勤労者体育センター	一般		1面・1時間までごとに	570	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	170	
成田スポーツ交流館	一般		1面・1時間までごとに	570	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	170	
	一般		1面・1時間までごとに	200	旧成田小学校学区(花巻市成田を含む)内に住所を有するものが使用する 場合
	高校生以下		1面・1時間までごとに	60	
稲瀬スポーツ交流館	一般		1時間までごとに	570	
	高校生以下		1時間までごとに	170	
多目的催事場	一般		1面・1時間までごとに	470	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	150	
弓道場	一般		1時間までごとに	570	
	高校生以下		1時間までごとに	170	
	個人使用		1時間までごとに	100	
江釣子野球場	一般		3時間以内	4,710	3時間を越え1時間増すごとに高校生以下520円、一般1,570円を加算 (1時間に満たないときは1時間とする)
	高校生以下		3時間以内	1,570	
	スコアボード		1試合	1,570	
	放送設備		1試合	780	
	夜間照明施設		1時間	3,610	
江釣子運動場	一般		1面・1時間までごとに	520	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	120	
岩崎野球場	一般		3時間以内	4,710	3時間を越え1時間増すごとに高校生以下520円、一般1,570円を加算 (1時間に満たないときは1時間とする)
	高校生以下		3時間以内	1,570	
	スコアボード		1試合	1,570	
	放送設備		1試合	780	
	夜間照明施設		1時間	3,610	
岩崎競技場	一般		1時間ごとまでに	620	
	高校生以下		1時間ごとまでに	200	
	夜間照明施設	全灯	1時間ごとまでに	1,250	
		半灯	1時間ごとまでに	620	
	放送施設	1時間ごとまでに	780		
和賀川グリーンパーク テニスコート	コート	一般	1面・1時間までごとに	400	
		高校生以下	1面・1時間までごとに	100	
	夜間照明施設		1面・1時間までごとに	300	
藤沢広場	一般		1面・1時間までごとに	520	
	高校生以下		1面・1時間までごとに	120	
	夜間照明施設		1時間までごとに	4,000	一部使用の場合は2分の1の額
野中ふれあい広場	一般		1時間までごとに	520	
	高校生以下		1時間までごとに	120	
	夜間照明施設		1時間までごとに	940	
日平ふれあい広場	一般		1時間までごとに	520	
	高校生以下		1時間までごとに	120	
やまつみふれあい広場	一般		1時間までごとに	520	
	高校生以下		1時間までごとに	120	
	夜間照明施設		1時間までごとに	780	
展勝地プール	一般		3時間以内	410	
	高校生以下(就学前児童を除く)		3時間以内	120	
北部交流館	ホール	一般	1時間までごとに	940	①ホールの2分の1を使用する場合の使用料の額は、2分の1の額 ②暖房を使用する場合は、5割相当額を加算
		高校生以下	1時間までごとに	300	
	移動ステージ	一般	1回	410	
		高校生以下	1回	130	
会議室		1時間までごとに	270		
学校開放施設	体育館		1時間	100	黒沢尻東小学校、黒沢尻西小学校 上記以外の小・中学校
			1時間	200	
	夜間照明	江釣子小学校	1時間	1,040	
		上野中学校	1時間	1,250	
		北上中学校	1面・1時間	940	
		東陵中学校	1時間	1,460	
		北上北中学校	1時間	1,250	
		和賀西中学校	30分	310	
和賀東中学校	30分	310			

※1 原則として、市外の者(成田スポーツ交流館については、花巻市成田に住所を有するものを除く。)が使用する場合は、規定の2倍の使用料となります。
(展勝地プール及び夜間照明施設を除く。)

※2 原則として、物品の販売や商行為を行う場合は、規定の5倍の使用料となります。

■使用料等の一覧表

(単位：円)

施設名	種別・区分	適用	料金	備考	
トヨタ紡織東北サンシャインアリーナ（北上総合体育館）	大アリーナ	一般	貸切・1時間までごとに	3,770	①大アリーナの3分の2、2分の1及び3分の1を使用する場合、この表により算定した額のそれぞれの3分の2、2分の1、3分の1の額とする ②冷暖房使用時には5割相当額を加算
		高校生以下	貸切・1時間までごとに	1,250	
	小アリーナ	一般	貸切・1時間までごとに	1,250	暖房使用時には5割相当額を加算
		高校生以下	貸切・1時間までごとに	410	暖房使用時には5割相当額を加算
		一般	個人・1時間までごとに	150	
		高校生以下	個人・1時間までごとに	50	
	トレーニングルーム	一般	1人・1回	310	
		高校生以下	1人・1回	100	
	会議室		1時間までごとに	780	
	クライミングボード		1人・1回	310	
	放送設備		1式・1回	1,570	
	電光得点掲示板	一般	1台・1時間までごとに	470	
		高校生以下	1台・1時間までごとに	150	
	移動ステージ	一般	1台・1回	410	
		高校生以下	1台・1回	130	
	フロアシート	一般	1枚・1回	150	
		高校生以下	1枚・1回	50	
	持込み電気機器の電気使用	一般	1kw・1時間までごとに	150	
高校生以下		1kw・1時間までごとに	50		
室内走路	一般	1人・1回	310		
	高校生以下	1人・1回	100		
ウエスタンデジタルスタジアムきたかみ（北上陸上競技場）	陸上競技大会に使用	一般	半日までごとに	30,800	①放送設備、競技用具、会議室、電光掲示板及び競技運営システム等の料金並びに北上陸上補助競技場及び北上第1運動場の料金を含む ②アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
		高校生以下	半日までごとに	15,400	
	陸上競技以外の大会に使用	一般	半日までごとに	18,850	①放送設備、会議室及び電光掲示板を含む ②アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
		高校生以下	半日までごとに	9,420	
	団体使用(1回につき)	一般	15人から30人まで	8,480	団体は15人以上とし、他の利用者と共同利用とする
			31人から60人まで	17,490	
			61人以上	34,460	
		高校生以下	15人から30人まで	2,820	
			31人から60人まで	5,760	
	個人使用(1回につき)	一般		620	
	室内走路	一般	1人・1回	310	午後5時以降の使用時には5割相当額を加算
		高校生以下	1人・1回	100	午後5時以降の使用時には5割相当額を加算
	第1会議室		1時間までごとに	780	
	第2会議室		1時間までごとに	780	
	第3会議室		1時間までごとに	780	
陸上競技用具		1件・1回	150		
北上陸上補助競技場	陸上競技以外の大会に使用	一般	1時間までごとに	2,090	①放送設備及び競技用具等一切を含む ②アマチュアスポーツ以外での使用時には1時間につき2倍相当額を加算
		高校生以下	1時間までごとに	1,040	
	団体使用(1回につき)	一般	15人から30人まで	4,190	他の利用者と共同利用とする
			31人から60人まで	8,690	
			61人以上	17,180	
		高校生以下	15人から30人まで	1,360	
			31人から60人まで	2,820	
	個人使用(1回につき)	一般		310	
	陸上競技用具		1件・1回	150	
	夜間照明施設		1時間ごとまでに	2,350	
北上第1運動場	一般	貸切・1時間までごとに	620	北上陸上競技場と併せて陸上競技大会に使用する場合を除く	
	高校生以下	貸切・1時間までごとに	200		
北上第2運動場	一般	貸切・1時間までごとに	3,050	競技場の2分の1を使用する場合、この表により算定した額のそれぞれの2分の1の額とする	
	高校生以下	貸切・1時間までごとに	1,520		
	夜間照明施設	全面点灯	1時間までごとに		2,000
半面点灯			1,000		
北上第3運動場	一般	貸切・1時間までごとに	620		
	高校生以下	貸切・1時間までごとに	200		
	夜間照明施設		1時間までごとに	2,820	

※1 原則として、市外の者(成田スポーツ交流館については、花巻市成田に住所を有するものを除く。)が使用する場合は、規定の2倍の使用料となります。(展勝地プール及び夜間照明施設を除く。)

※2 原則として、物品の販売や商行為を行う場合は、規定の5倍の使用料となります。